国民の祝祭日には
日の丸を
かかげましょう。

秋穂町広報

昭和40年11月15日
第76号

山口県吉敷郡
発行編集 秋穂町役場
秋穂町（電話4番）
印刷所 国次印刷所

昭和40年
秋穂町産業祭
12月4日～12月5日

定例町議会終る

町議会だより

三十九年度一般会計など諸決算を認定

九月十六日より開かれた九月定例町議会は昭和三十九年度諸決算の認定などの十二件の議案について審議、可決され二十二日終了しました。

可決された議案

○秋穂町防災会議条例の一部を改正する条例
○山口県町村職員退職手当組合規約の一部改正
○秋穂町国民宿舎特別会計条例
○秋穂町税賦課徴収条例の一部を改正する条例
○昭和三十九年度諸決算の認定について
○昭和四十年度秋穂町一般会計補正予算（第一号）
○昭和四十年度秋穂町融資住宅特別会計補正予算（第一号）
○秋穂市学校特別教室建築工事請負契約について
○町有財産の取得について（融資住宅）
○町有財産の処分について（融資住宅）
○町有財産の処分について（加茂及び東浜町埋立地）
○昭和四十年度秋穂町国民宿舎特別会計予算

〃臨時議会〃

助役に福江勝氏。教育委員に小野忠介氏決まる。

十月臨時町議会が十月五日開かれ、次の二議案が可決され助役に福江勝氏が選任され教育委員に小野忠介氏が任命されました。

○秋穂町助役の選任同意について
○秋穂町教育委員の任命同意について

秋穂町地域防災計画作成さる

災害対策基本法（昭和三十六年法律第二百二十三号）が制定され、この法律に基き国に中央防災会議が県に地域防災会議、市町村に市町村地域防災会議、がそれぞれ発足し中央防災会議では全国的な防災基本計画が作成され、各県に於ては県地域の防災計画が作成されて居ります。

当町でもこの中央防災基本計画、山口県地域防災計画、に抵触しないことは勿論有機的な関連を持った、秋穂町地域防災計画が、作成されました。之は当町の防災会議が去る九月二十九日に招集され最終案を検討の上決定されたものであります。

この計画は災害対策基本法第四十二条第四項の規定により計画の要旨を公表しなければならないことになって居りますので以下要旨を公表致します。

秋穂地域防災計画

第一章 総則

総則を左記のように四節に分けて計画が作成されて居ります。

第一節 計画の目的

当町地域防災上処理すべき事務を中心として、地域内の関係機関を網羅した総合的な計画で防災活動の効果的な実施を図ること。

第二節 計画の性格

防災計画は、災害予防、災害応急対策、災害復旧計画、の三本柱で作成すべきであるが、本計画は、災害応急対策計画を主体とし併せて、災害予防計画を作成したが、今後実態に即し修正する。この計画は、各関係機関が計画と実施の責任を有するものである。

第三節 計画の前提

この計画は過去の災害実績を検討して、その程度の災害は今後発生を予想し、計画の前提としたこと。

第四節 秋穂町の災害

当町の過去の台風や豪雨等の災害実態を調査把握して居る。

第二章 災害予防計画

第一節 災害予防計画 災害危険区域の設定をしたそれは家屋の密集地帯として鵜地区（大火災の場合）危険河川危険海岸線（高汐洪水の場合）の設定、危険物（火薬）等の貯蔵所や、高圧ガス石油類の取扱所を災対法の事前措置の対象とした。

第三章 災害応急対策計画 この防災計画の主体を為す応急対策計画は、第一節の組織活動計画から第十九節の文教対策計画まであり、災害が発生した場合地域住民の生命、身体、財産、を守る諸計画が策定されて居ります。

第一節 組織活動計画 災害対策本部の組織本部の任務、役場の各課の所掌事務、民間団体（区長会、婦人会、農協、漁協、商工会等）の、協力体制の組織計画が為されて居る。

第二節 公安警備計画 災害時の治安維持等、民心不安を生じないよう、県警察の実施計画を登載した。

第三節 自衛隊派遣要請計画 災害の為人命、財産、の保護の為必要があると認めたときは、自衛隊の派遣要請をする方法や、経費の負担区分等を計画した。

第四節 情報通信計画 災害の予報や、警報の発令基準、方法、伝達、被害状況の収集報告等、について計画を定めた。

第五節 災害広報計画 災害の状況を的確に把握、住民に災害状況を速やかに知らせるとともに、住民からも状況報告を求めた。

第六節 水防計画 水防組織、水防活動、水防備蓄資材確保数を計画して居り、水防警報、水防非常警戒決潰の場合の措置避難方法、公用負担等について計画した。

第七節 消防計画 消防組織、町三分団、機械自衛消防団、十二分団、密集地帯の設定を（下村役場近隣祇園町、本町、東本町、上本町、海岸通り、加茂、屋戸）し密集地帯の消防水利を詳に計画し、消火についての出動、発火の場合の措置について計画した。

第八節 事前措置 災害対策基本法第五九条の規定によって危険物の貯蔵や危険設備、物件は、災害のおそれあるときは、事前に危険除去の措置が出来るよう、その対策となる設備や、物件の把握と、事前措置の方法を計画した。

第九節 避難及び救出計画 この計画は、災害の場合、最も重要な住民の生命身体を保護し救出する主管課、避難場所、避難勧告の指示基準、救出方法、避難の指示、発令方法、住民消防団の協力態勢を計画した。

第十節 食糧供給計画 災害の場合の食糧の確保方法、配給ルート、炊出しの方法、場所、炊出し対象者、経費の範囲を計画した。

第十一節 災害救助用物資供給計画 災害救助法の適用になる様な大災害の場合と、小災害の場合を考慮して、生活必需物資の調達配給方法、物資の限度等を計画した。

第十二節 給水計画 災害の為、飲料水、雑用水等、井戸水、簡易水道の水が使用不能になった場合、水の確保方法、罹災者への給水量給水方法、給水責任者等を計画した。

第十三節 医療及び助産計画 怪我人病人の医療、及び助産に町内医師の動員、第一病院、中央病院の利用。更に救護体制に必要ある場合県の救護団の派遣計画、町内各区に救護班の編成を計画し、最悪の場合、医療券の発行（非常時態に限る）を計画した。

第十四節 防疫計画 防疫組織予防教育、広報活動、清潔方法、消毒方法、その他昆虫駆除方法、伝染病予防の臨時予防接種等、伝染病予防法、予防接種法に基き実施計画を為し更に避難所の防疫について計画した。

第十五節 応急仮設住宅対策計画 災害救助法が適用された場合、自からの資力で、住宅を確保することが困難と認める場合、応急修理、或は応急仮設住宅を設置し、民生委員協議会等と協議して、住宅の確保を為す。計画並びにこの場合の要請方法、事務手続き等について計画した。

第十六節 輸送計画 被災者、避難民、応急対策に必要な人員資材、物資等を迅速円滑に輸送するため町有車、民間所有車及び船舶の動員を計画した。

第十七節 交通対策計画 災害時の交通規制と町内主要道路の確保と主要道路の災害危険ヶ所の把握とその対策を計画した。

第十八節 農業及び水産業対策 被災農作物家畜等の対策計画と水産関係に於ては、主として漁船の避難対策及び漁業資材の確保計画を為した。

第十九節 文教対策計画 災害時の児童生徒の登下校の安全措置、対策計画、休校措置並びに授業開始後の対策学校施設の確保、措置、計画罹災児童、生徒職員の健康管理について計画した。

〃秋の火災予防運動週間〃

11月26日～12月2日

秋から冬の訪れとともに火災の起りやすい季節になります。恒例の秋季火災予防運動が十一月二十六日から一週間全国一斉に行なわれます。恐しい火事を起きないように、お互いに注意しましょう。

○油以外の火は水で消すのがいちばんです。バケツ一ぱいの水を汲んでおく習慣をつけましょう。

○石油ストーブを使う家庭では粉末消火器をぜひ備えつけましょう。

○火災の大部分は不注意から起ります。心のすきまから思わぬ事故をひきおこします。火災予防とは〃なにがなんでも火の用心〃であることを忘れないように。

◎火災発生時の通報について

火災を発見したときは一刻も早く有線電話等で町役場、または大海支所へ「火事は何処」発見したとき「ボヤか大火か」火災の場所と状況を知らせて下さい。

町役場では、町内及び隣接地区（二島、大道）で火災発生の通知を受けたときは次の方法でサイレンを吹鳴し、有線放送で通報することにしております。

①火災発見通報
②サイレン吹鳴
③農協有線放送室に連絡町内全放送

火災発見 →① 町役場本庁 →② サイレン吹鳴 →③ 農協有線放送室 → 町内全放送
火災発見 →① 町役場大海支所 →② サイレン吹鳴 →③ 農協有線放送室 → 町内全放送

交通無事故競争月間 11月1日～12月31日

交通事故防止運動にご協力下さい

交通安全山口県対策部会では、十一月、十二月の二ヵ月間を「山口県交通無事故競争月間」として県下の市町村別の無事故競争を実施することになりました。

この月間の目的は、年末は交通量の増加に伴い交通事故も多発の傾向にありますので、歩行者も運転者もお互いに、正しい交通の規則を守り、事故の発生を最小限度にとどめるために、地域ぐるみの交通安全運動を展開しあわせて市町村単位の無事故競争が行われるわけであります。

本町では今年の一月から九月までの間にすでに十九件の交通事故が発生し三名の死者が出ています。このいまわしい事故を少しでもなくするため、町ぐるみの運動として、みんなで注意して交通事故を起こさぬように、町民の皆さんのご協力をお願い致します。

山口県職員採用試験について

昭和四十年度山口県職員採用中級、初級試験および市町村立、小中学校事務職員採用初級試験が次の要領で実施されます。

▲試験の方法
教養、作文試験および適性検査

▲試験の日時および場所
昭和四十年十二月五日
山口市

▲申込書受付期間
昭和四十年十一月一日～十一月三十日まで

詳細については町役場総務課にお問合せ下さい。

監査公表

地方自治法第二三三条第二項の規定に基づき審査に付せられた昭和三十九年度秋穂町歳入歳出決算の審査を行なったので、その結果を公表します。

記

審査期間
自 昭和四十年八月二十六日
至 昭和四十年九月 三 日

監査委員 山本定市
監査委員 宮本千代治

一、決算計数について

昭和三十九年度の一般会計並びに各特別会計の出納計数については関係簿冊、証拠書類等を照査するとともに、町指定金融機関山口銀行秋穂支店提出の歳入歳出納計算を照合した結果、計数に相違ないことを確認した。

二、町財政の現況について

(1) 本町における財政の伸びは昭和三十七年度を指数一〇〇とした場合、三十八年度は、一〇八、三十九年度は一二〇と順調な伸びを示している。

(2) 一般会計の単年度収支についてみると昭和三十八年度に一一、三七千円余の黒字となっているが、昭和三十九年度は前年度繰越額に二、一七二千円余が累積され一三、三一九千円余となったことは、堅実な運営がなされているものと認められる。

(3) 昭和三十九年度歳入の一般会計の財源構成状況を見ると国県費及び地元負担金等の特定財源三九、六四七千円、町債八、九〇〇千円（内減税補填債五、二〇〇千円）その他一般財源等一〇五、九七〇千円となっている。

(4) 昭和三十九年度の一般会計歳出中における投資的経費と消費的経費の比率は三七・九%三五・六%その他経費二一・六%町債償還四・九%となって居り昭和三十八年度に比べ投資的経費が減少している。

(5) 昭和三十九年度末における町債の未償還元金は五七、九六三千円となっており昭和三十八年度に比較し、元金の増加額は、五、五一六千円となり約一割の増加を示している。以上町財政概略の現況を把握して見たのであるが今後一層健全財政を堅持する様運営されたい。

三、歳入

収入の基幹をなす、地方交付税及び町税について見ると地方交付税は前年に比し九、六一〇千円の増加となり、一般財源として占める割合が非常に高くなっている。

又、町税の収入は前年に比較し、二、九七五千円の増加となり昭和三十八年度に見られた税収の伸びなやみから脱し一〇%近くの増収となったことは喜ばしいことであり、この内容を見ると町税全体の調定額に対し、前年度七九・二%であったものが、三十九年度に於ては、八〇・二%と徴収実績が上昇したのは、努力された結果があらわれたものであると思ふが尚、今後も一層の努力を払われたい。

四、歳出

全般的に適正に処理されているので特記すべき点はない。

五、保管物の管理について

現金、有価証券等は適正かつ処理されている。

六、財産の管理について

町有財産の内、建物について見たところでは、三十九年度に於いての維持管理は充分であるが、四十年八月の台風で相当被害を受けて破損しているので従前からのものではなく急に処理されることを望む。

土地については、別に特記することはない。

七、備品の管理について

備品の統一整理を望む。

八、特別会計

(1) 国民健康保険特別会計

(ア) 歳入

保険税、現年度調定額八、一五八千円に対し収入額七、七七八千円、徴収率九五・三%滞納繰越分は調定額一、六四八千円に対し収入一三七千円徴収率八・三%全体平均八〇・七%の徴収成績となっている。三十八年度に比し現年度、滞納分ともに徴収率は向上しているが滞納分が、年々累積しているのでこの解消に一層の努力を払われたい。

(イ) 歳出

歳出の主幹をなす、保険給付について見ると前年度に於いて一六、四七一千円の給付費が三十九年度は一七、八五三千円と約一、三八二千円余の給付増となって居るがこれは受診率の上昇と医療費の改訂によるものである。

保険財政全般では前年度の繰越額三、五〇四千円が三十九年度から翌年度へ繰越す額は二、〇一一千円で単年度収支では一、四九三千円の赤字となって居り今後保険財政運営の労苦を多とするが国民健康保険は地域住民福祉施策の一環として重要な役割を占めるので全国的に難問題山積の国保状況であるが健全な運営を望む。

(2) 融資住宅特別会計

(ア) 歳入

家賃において調定額四二三千円に対し二四千円徴収率五三%と低いが、これの内容をみると滞納分の徴収成績が良くないので、この方面に重点を注ぎこの解消に一層の努力を払われたい。

(イ) 歳出

支出済額一四九千円の内、住宅融資納付金一三七千円でほとんど補修が行なわれていないが、これは住宅家賃徴収との関係で、補修は困難であるとも考えられるが、入居者を督励の上、納入成績をあげ修理費を増加されたい。

地方自治法第二百三十三条第五項の規定に基づく昭和三十九年度決算に係る会計年度中における主要施策の成果公表

昭和三十九年度秋穂町一般会計の決算額は歳入において一五四、五一七、五八八円、歳出において一四一、一九三、三二四円歳入歳出差引一三、三九四、二五七円でありまして、これを前年度に比較してみますと、歳入歳出及び歳入歳出差引残額概ね一〇%余の伸びとなっております。

この伸びは経常的なものでは歳入は地方交付税及び町税歳出は給与改訂及び自然増の人件費並びに物価上昇に伴う物件費の増嵩が主因であります。本決算における会計年度中の部門別主要施策の成果の概要は次のとおりであります。

一、民生費部門

民生安定及び社会福祉施策として生活保護世帯の状況、国民年金被保険者数及び検認率、老人クラブ並びに保育に欠ける幼児の措置の成果は次のとおりであります。

(ア) 生活保護世帯数月平均五五世帯（年間延六七五世帯、延人員一、六七四人）生活保護受給金額九、八七九千円（内医療費六、五四七千円）

(イ) 国民年金被保険者数二、九四九人検認率九八・四%

(ウ) 老人クラブ会員数九三五人

(エ) 保育に欠ける幼児の措置数（八所）年間延二、五五五人（三保育所）

二、衛生費部門

保健及び環境衛生施策は、各種予防接種並びに環境衛生推進協議会の設置等次のとおりであります。

(ア) 予防接種

種トウ一、〇五八人、百日せきジフテリアハ四七人、ツベルクリンBCG三、七四三人生ワクチン投与二七三人、日本脳炎一、四六〇人、鶏チフスパラチフス二、三二七人、インフルエンザ三、七六二人ジフトキ三四四人、各接種した。

(イ) 環境衛生施策の一環と致しまして、家屋密集地域（浦地区）の環境衛生推進協議会の設置促進と育成並びに同協議会で設置した簡易焼却炉の運営及び指導により地区環境の浄化向上を見ております。

(ウ) 火葬場の遺体処理数六七体

三、労働費部門

町内失業者対策と致しまして失業対策事業を次のとおり実施し、年間就労人員延一、六六〇人に及んでおります。

(ア) 町道中野峠丸尾線道路改良工事
砂利道延長三七七、五米。下村、中野、天田従賃

(イ) 水産関係
秋穂漁港A防波堤下部工四〇、七米、B防波堤上部工五三、一米海岸保全天神町海岸保全施設（堤防）九九、五米漁業構造改善事業、並型魚礁八〇個投石漁礁二七〇立方米により漁場造成の増加、海老冷却蓄養槽施設建物二七、六平方米冷却機揚水ポンプ等機械設備及び水槽七、四平方米収容能力一八〇キロ、本施設の設置に伴い活魚として出荷量は従来の五割が八割となり波及の築堤並びに海岸局部改良として、中津江堤防改修工三割の増収を見、漁家経済に裨益致しております。

五、土木費部門

本部門に於いては産業の基盤であります道路施策に重点を置きインパクトローラー及びダンプ四輪車の購入、主要町道の補修、新設改良を致しております。港湾施策としては前年に引継き秋穂漁花香防波堤延長一二〇、六米・秋穂漁海岸局部改良中津江堤防改修延長一〇四、四米。

(ア) 道路関係

主な補修簡易舗装箇所は下村、中野、天田従賃線黒潤、長浜線及び本町入川筋、宮ノ旦線。主な新設改良町道は、中野浜条線改良二〇〇米、大海岬線改良四三〇米、下村、中野、天田従賃線改良（車寄せ）五ヶ所

(イ) 港湾関係

秋穂漁花香防波堤延長一二、〇六米・秋穂漁海岸局部改良中津江堤防改修延長一〇四、四米。

四、農林水産業費部門

農業施策及びその成果は農業構造改善事業実施最終年でありまして農道三線、定置配管五地区灌漑集荷所の建築が主なものであり林業面では小規模林道の開発、水産関係施策と致しては、秋穂漁港修築事業、海岸保全施設事業並びに漁業構造改善事業を実施致しておりその成果は次のとおりであります。

(ア) 農業施策（農業構造改善事業）

(一) 農道　天神町農道六〇〇米巾員三米関係農家三四戸・浜中農道九八〇米巾員三米関係農家三五戸・宮ノ旦農道七五〇米巾員三米関係農家三九戸計二、三三〇米関係農家九八戸

(二) 定置配管大海北区配管面積五ヘクタール関係農家三二戸中条区六、三ヘクタール、関係農家二〇戸、浜内区八、二四ヘクタール、関係農家四二戸・金山寺地区七、一〇ヘクタール、関係農家二八戸、青江地区五、二ヘクタール、関係農家一七戸・計三一、八四ヘクタール、関係農家一三九戸

(三) 柑橘集荷所、鉄筋平屋建、一部二階延四五〇平方米、受益農家四二六戸、収容能力三〇〇屯

(イ) 林業施策

小瀬模林道（単山）延長四〇〇米巾員四米

(ウ) 水産関係施策

秋穂漁港A防波堤下部工四〇、七米、B防波堤上部工五三、一米海岸保全天神町海岸保全施設（堤防）九九、五米漁業構造改善事業、並型魚礁八〇個投石漁礁二七〇立方米により漁場造成の増加、海老冷却蓄養槽施設建物二七、六平方米冷却機揚水ポンプ等機械設備及び水槽七、四平方米収容能力一八〇キロ、本施設の設置に伴い活魚として出荷量

(一般会計) 款別歳出内訳

款	金額	構成比
1. 議会費	4.303.709円	3.0
2. 総務費	22.658.469	16.0
3. 民生費	10.920.080	7.7
4. 衛生費	7.397.503	5.2
5. 労働費	3.266.217	2.3
6. 農林水産業費	40.494.022	28.7
7. 商工費	1.672.459	1.2
8. 土木費	25.251.131	17.9
9. 消防費	1.677.708	1.2
10. 教育費	16.308.106	11.6
11. 災害復旧費	337.300	0.2
12. 公債費	6.911.627	5.0
歳出合計	141.198.331	100

(国民健康保険特別会計) 款別歳出内訳

款	金額	構成比
1. 総務費	2.255.332円	10.9
2. 保険給付費	17.852.710	86.2
3. 保険施設費	609.183	2.9
5. 公債費	1.600	—
歳出合計	20.718.825	100

(一般会計) 款別歳入内訳

款	金額	構成比
1. 町税	33.253.894円	21.5
2. 地方交付税	52.167.000	33.8
3. 分担金及負担金	3.426.930	2.2
4. 使用料及手数料	966.030	0.6
5. 国庫支出金	14.509.191	9.4
6. 県支出金	21.711.262	14.0
7. 財産収入	889.255	0.6
8. 寄付金	15.000	—
10. 繰越金	11.137.228	7.2
11. 諸収入	7.541.798	4.9
12. 町債	8.900.000	5.8
歳入合計	154.517.588	100

(国民健康保険特別会計) 款別歳入内訳

款	金額	構成比
1. 国民健康保険税	7.914.657円	34.8
4. 使用料及手数料	8.860	—
5. 国庫支出金	10.955.869	48.2
6. 県支出金	56.005	0.3
10. 繰越金	3.504.467	15.4
11. 諸収入	290.533	1.3
歳入合計	22.730.391	100

(一般会計) 款別歳出内訳

節	金額	構成比
1. 報酬	2.942.499円	2.1
2. 給料	18.800.422	13.3
3. 職員手当	9.899.458	7.0
4. 共済費	2.169.553	1.5
5. 災害補償費	200.000	0.1
7. 賃金	2.946.747	2.1
8. 報償費	976.795	0.7
9. 旅費	1.993.882	1.4
10. 交際費	1.572.172	1.1
11. 需用費	7.094.223	5.0
12. 役務費	1.156.637	0.8
13. 委託料	5.108.814	3.6
14. 使用料及賃借料	365.890	0.3
15. 工事請負費	34.016.660	24.1
16. 原材料費	3.998.327	2.8
17. 公有財産購入費	771.430	0.6
18. 備品購入費	5.377.250	3.8
19. 負担金補助及交付金	26.428.395	18.7
21. 貸付金	5.500.000	3.9
22. 補償補填及賠償金	51.000	—
23. 償還利子及割引料	7.146.522	5.1
24. 投資及出資金	59.880	0.1
25. 積立金	2.474.355	1.8
28. 繰出金	147.420	0.1
歳出合計	141.198.331	100

保険年金だより

◎重度精神薄弱者にも障害福祉年金が支給される

昨年国民年金法が改正されて、障害福祉年金の支給範囲が拡大され、結核や、精神病者にも支給されることになりましたが、今年九月、更に改正され、福祉年金額の引上げと、九月一日現在で二十才以上の精神薄弱者で、日常生活の用が自分だけでは出来ない程度の症状の者にも障害福祉年金が支給されることになりました。

このような気の毒な人の身寄りの方は、早く年金の請求手続をして下さい。くわしいことは保険年金課にお問合せ下さい。

◎旧軍人恩給の請求手続はすみましか

昭和三十六年に恩給法が改正されて、最短恩給年限（下士官以上十三年、下士官以下十二年）の軍歴があれば普通恩給が、遺族の方には普通扶助料が支給されることについて再三お知らせしていますが、これらに該当される方や、該当すると思われる方で、まだ請求の手続きをしていない方は、保険年金課で早く手続をして下さい。

◎必ず納めよう国民年金の保険料

国民年金の保険料は忘れずに納めておられますか、もし保険料の納付を忘れておりますと、さきざき誰もが貰う老令年金だけでなく、大けがをしたり、母子家庭になったりしたときなどでも年金を貰うことが出来ませんので、保険料は忘れずに毎月キチンと納めましょう。

保険料は三四才まで月一〇〇円三五才からは一五〇円です。国民年金の保険料は加入会の方が集金されます。保険料を納めるのは自分の生活を守ることになるのですから、集金に進んで協力いたしましょう。

これからの私達の生活には、年金がますます必要になってきます。周囲の人がみんな年金を貰って楽しい生活をしているのに、自分だけが淋しい思いをすることのないよう保険料は忘れずに納めましょう。

◎今年も特別給付金の国債買上実施

戦没者の妻に対する特別給付金を受けている者を対象に国債の買上げが今年も実施されます。買上げを希望される方は、期限内に保険年金課に申込み下さい。

尚希望者多数の場合は、遺族会と合同審査の上決定いたします。

買上人員　八名
買上金額　一人十万円以内（額面札十二枚）
買上条件

生活保護法による保護を受けている者、又は、保護を要する状態にある者で、社会福祉事務所長の証明を受けた者

申込期限　十一月三十日迄

尚詳しいことは保険年金課に問合せ下さい。

◎看護学生の募集についてお知らせ

山口赤十字高等看護学院と県立防府高等看護学院では、昭和四十一年度の看護学生を募集しております。

願書締切日
昭和四十一年二月五日

受試資格
高等学校卒業者

その他詳しいことは左記にお問合せ下さい。

▲山口市水の上
日本赤十字社山口県支部事業課
電話　山口　④〇一〇二

▲防府市大字八王子
県立防府高等看護学院
電話　防府　㉜一九〇〇

農地の報償金が支給される

農地被買収者等に対する給付金の支給に関する法律が通過し、この法律に基づいて本町に於いても申請手続を受付中でありますがまだ給付金の請求手続のすまない方は申請して下さい。

被買収者

この法律で農地被買収者とは昭和二十一年実施された旧自作農創設特別措置法により農地を買収された者でその被買収地の面積が一畝以上のものであります。報償金は田及び畑で、畑は買収された面積の六〇%が支給の対照となります。

給付金の支給対象者

給付金の支給される者は農地被買収者又は被買収者の遺族及び同日以前に解散した法人。農地被買収者の一般承継人は子、孫、及び父母なお配偶者は先順位の遺族と常に同順位となります。その他遺族の支給については、くわしくきめられておりますので特別の方は係におたずね下さい。

支給の手続

給付金は昭和四十二年三月三十一日迄居住地の市町村を経由して請求書を内閣総理大臣に提出しないと支給されません。

給付金の支給額

給付金の支給額はつぎの規準によります。

一畝以上一反未満一率一万円
一反超へ一町以下反当り　二万円
一町超へ二町以下反〃　一万円
二町超へ三町以下反当り　六千円
三町超へる面積反当り二千円

右の面積による計算の合計額となります。給付金は国債で支給され、償還は一反歩以上は一〇年間、一反歩未満は五ケ年であります。

この国債は原則の定めるほか譲渡担保権の設定其の他の処分をすることは出来ません又きよぎの申請その他不正の手段により国債の交付を受けその償還金を受領したものは全部又は一部の返還をしなければなりません。とくに有資格者の方は被買収者が当時の買収令書又はこれにかわる登記書類により請求書が確認されます。本町は農業委員会事務局で事務の処理をしていますのでくわしいことは係におたずね下さい。

〃中小企業者の年末融資の申込について—国民金融公庫よりお知らせ〃

国民金融公庫では、中小企業者の方々への年末融資の申込を受付けておりますが、申込が十一月中旬以降に集中しますと公庫の処理能力から年内に貸出が出来ないこともありますので、早目に申込されますよう望みます。

なお処理の目安は左記のとおりです。

十一月二十日頃までに貸出
十一月十五日までの申込
十二月十日頃までに貸出
十一月末日までの申込
十二月末頃まで貸出
十二月に入ってからの申込は年内に貸出が出来ないことがあります。

詳しくは町商工会へお問合せ下さい。

取り締りが厳しくなります

交通事故は年を追うごとに車両の増加とスピードアップによって増える一方です県下で発生した状況を見ますと昭和三十九年度

発生五、六四三件のうち
死者二二七名

が犠牲者となっています。

本年は既に昨年を上廻る発生四、七〇二件
死者一七一名

が出ています。

そのために県警察本部では事故防止の一環として緊急対策が立てられ全警察官を街頭に進出させて取り締りにあたることになりました。

皆さんも交通法令をよく守って交通事故を起さないようにして下さい。

狩猟解禁　十一月一日

狩猟は狩猟免許を受けてから狩猟免許税と入猟税を納めてから

予防接種のお知らせ

十一月下旬と十二月に実施する予防接種は次のとおりです。該当者は洩れなく受けて下さい。

十一月

◎種痘

対象者
(1)明年小学校に入学する者
(2)満二ケ月以上の者でまだ一回も種痘の接種を受けていない者

種痘接種日
十一月二十日
町役場議事室

十一月二十四日
町役場大海支所

種痘検診日
十一月二十九日
町役場議事室

十一月三十日
町役場大海支所

時間はいづれも午后一時三十分から午后二時三十分までです。該当者は母子手帳をもって時間内に必ずお出で下さい。**尚種痘は検診を受けないと接種したことになりませんから、検診は必ず受けて下さい。**

十二月

◎入学前ジフテリヤ予防接種

対象者
明年小学校に入学する者予防接種日（予定）
十二月十六日
町役場議事室

十二月十七日
町役場大海支所

時間は、いづれも午后一時三十分から午后二時三十分までです。該当者は母子手帳をもって時間内に必ずおいで下さい。

きれいな血がたりない!!　献血に御協力下さい

きれいな血がたりない。大手術や交通事故等で年間八千～九千リットルも輸血用血液がいるのに、県内の保存血液は半分で、他は近県から補っている実状です。しかもその血液は売血による質の悪い黄色い血液が大部分です。

血液さえあれば助かる患者が入手出来なかったり、入手出来ても質の悪い血液であっては重大問題です。

輸血によって病気は治ったが血清肝炎になるということが大きな社会問題になっておりますが、これは売血による血液である事が大きな原因で健康な血液の不足が強く訴えられはじめ、今后医療用の血液はきれいな血液でと献血運動が行なわれることになりました。

山口県でも採血車「白バト号」を赤十字血液センターに配置し、献血の準備はすっかり整い婦さんからの愛の献血をお待ちしております。

白バト号は、採血用の最新の設備が備えられ、県下のどこでも採血に出かけます。採血された血液は血液センターに保存され、必要に応じ県下の各病院に送られます。

私達も、いつ輸血が必要になるかわかりません。輸血が必要なときには献血によるきれいな血液がいつでも安心して受けられるよう皆さんの御協力をお願い致します。

採血する場合には、まえもって医師が検診しますから無理な採血はいたしませんし。次の基準によって採血いたします。

①一回の採血量は二〇〇CCです。
②満十六才から六十五才までの方
③体重は男子で45kg、女子で40kg以上の方
④低血圧（最高血圧一〇〇ミリ以下）でない方（高血圧の方はさしつかえありません）
⑤梅毒、黄だん、肝臓の病気その他伝染性の病気にかかっていないこと。

献血を希望される方は、町役場保険年金課、又は大海支所に御連絡下さい。

カーブミラー（鏡）がつきました。

交通事故がひんぱんに起っている今日、事故を未然に防ぐため、近藤石油店の御好意でカーブミラーが設付けられました。車輌運転者は今後も充分注意の上事故のない明るい町つくりに御協力下さい。

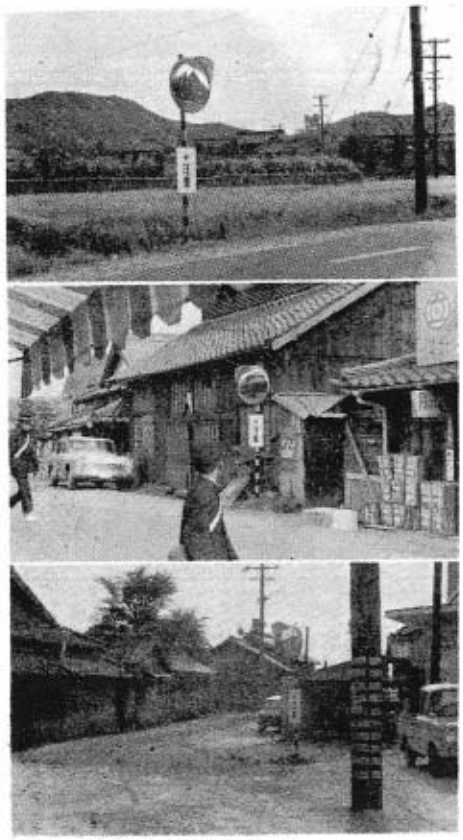

写真説明　上　浜内為来酒店前
中　下村木原製作所前
下　吉南信用金庫前

御協力下さい

長期療養者に図書を贈る運動

不幸にして病におかされ、又は不慮の事故などで入院し、長い闘斗病生活を送っておられる人たちが、県内に約五〇〇〇人、秋穂町でも十五人おられます。これらの長期療養者に対し「慰めとはげまし」の意味を含めて、広く一般から図書を募って贈り、療養生活の一助にもしようとして「長期療養者に図書を贈る運動」が展開されております。

みなさんの理解あるご協力を切に願ってやみません。

◇運動期間

昭和四十年九月二十四日から十二月三十一日迄

◇図書の種類

雑誌、週刊誌以外の図書なら、どんなものでも結構です。できれば図書には、慰めや、はげましのことばを記入し署名して下さい。

◇贈られた図書は

県でこれを取纏め、千冊を単位として図書目録をつけて、長期療養者の入院している病院を順次回続します。

◇送り先は次のどちらかに

◎町役場保険年金課又は大海支所

◎山口市葵二丁目　山口保健所

手足の不自由なこどもを育てる運動

「手足の不自由な子どもに愛の手を」の標語をかかげ、ことしも十一月十日から一カ月間にわたり、全国的に「手足の不自由な子どもを育てる運動が展開されることになりました。

期間中の主な行事として、援護基金のための「友情年賀絵はがき」と「愛の年賀絵はがき」の頒布や、愛護運動としての「友情の作文と図画の募集」などがあり、さらにこの運動のもりあげをはかるため、十一月二十一日防府市で「山口県肢体不自由児福祉大会」が開かれます。

肢体不自由児に対する福祉対策は、家庭対策と施設対策の二つの方向からすすめられております。

家庭対策としては、該当児に対する療育給付などの医療経済サービスをはじめ早期発見早期治療の立場から巡回診療班による相談サービス等が実施されております。今後は登録管理の制度徹底と、これに基づく定期巡回による在宅児と親に対する機能訓練指導や、相談役的な心理的援助者としてのカウンセラーの役割をもつ助言サービスを制度化してゆくことなどが望まれます。

施設対策としては、定員百名の鼓ヶ浦学園（徳山市）が唯一の療育施設として、保護教育サービスをうけもっていますが今後施設充実はもちろん該当児の機能訓練、職能訓練などの設備充実をはかり保護から自立への一貫したサービスのできるセンター的な規模に発展することが、課題として考えられます。しかし、真の福祉向上充実は制度、設備の拡大と同時に、県民一人一人の「人間愛」にもとづく理解と共感であることは申すまでもありません。

自衛官募集中

昭和四十年度第三次二等陸、海、空士の募集が次のとおり行なわれますので御希望の方は町役場総務課へお申し込み下さい。

応募資格

●十八才以上二五才未満の日本国籍を有する男子、学歴は問いません。

応募と試験

●志願票の受付は、当役場窓口、試験は自衛隊地方連絡部の出張所において一日で終ります

待遇と進路

●だれでも努力次第で幹部に昇進出来ます。

●被服、食事支給のほか俸給一万二千八百円と別に諸手当があります。

新規中学校卒業者の求人申込は必ず職安へ

最近若い人達を雇い入れるのは、だんだんむづかしくなり、特に新しく中学を卒業する人は年々減少して非常な求人難であります。山口職安管内で四十一年三月卒業する中卒者は三三〇七名のうち、就職希望は二七一名となっていますが、これに対して九月末の求人数は全国各地から一〇五〇名の申込があり四人に一人という殺到ぶりであります。

この様な情勢からして、最近職業安定所を通さず直接学校や就職希望者の家庭を訪問して就職を勧誘したりいろいろな手づるをもって個人的に斡旋してもらおうとする事業所が増えてきておりますが、こうした行為は職業安定法に触れ違反になりますので特に御注意願います。

今後、人をお求めの際は必ず職業安定所に求人され、学校なり家庭に行かれないように御協力方よろしくお願いいたします。そして新に社会に巣立ちゆく若い人達が明るい第一歩をふみださせるよう事業主の方はもちろん一般の方々の御理解と御協力を切にお願いいたします。

尚、御不審の点その他御要望等がありましたら職業安定所にお問合下さるようお願いいたします。

山口公共職業安定所

湯田簡易保険 保養センター落成

このたび、山口市湯田温泉に簡易保険いこいの家ができました。

このセンターは、簡易保険、郵便年金の加入者の皆さまに、心身の保養と健全な娯楽のひとときを楽しんでいただくためにつくられたもので、皆さまの憩いのセンターとしてご家族連れで、あるいは団体で、お気軽に利用していただくことをモットーとしております。ご利用は、レクレーション部（日帰）と宿泊部とがあります。

湯田簡易保険
保養センターご案内

一、場所　山口市湯田朝倉口バス停留所より徒歩十分

二、申込み　郵便局または直接センターあて早目にお申込み下さい。

三、利用料金　日帰大人一三〇円、小供六〇円、個室使用料（六畳）三時間まで四〇〇円、三時間超六〇〇円小広間（一五畳）八五〇円から一、二〇〇円、（時間は六畳個室時間に同じ）、個室の必要のないときは入場料一三〇円のみ、宿泊料（一泊二食）大人九〇〇円小供七〇〇円、必要に応じ特別料理も注文できます。

四、施設のあらまし　敷地三、九九〇坪、建坪九七〇坪（三階）、収容人員、宿泊七八名、レクレーション一六八名、その他大小浴室、娯楽、食堂、喫茶、売店、ホール、ロビー展望室等の設備があります。

法律扶助制度について

一、法律扶助とはどういうことか。

法律扶助とは、一口にいうと資力に乏しい人が、資力に乏しい故にその権利義務を守るについて、不利益をこうむることのないようにしようとするものであります。

私共が社会生活を営んでいく上において、法律に訴えて解決しなければならない問題が起ることがあります。ところが、一般の人は法律とか裁判とかいうものに関する知識に乏しいのが普通で、どこでどうすればよいか判らない場合が多いのであります。

また、裁判所に訴えて訴訟によって解決するほかないことは判っていても、現在の民事裁判というものは大変技術的なもので、素人の人が裁判所に出て行ってもなかなか難かしく、訴訟のルールが解らないため不利な結果を招くことがあります。

こういう場合には弁護士を頼むのが普通でありますが、それだけのお金のない人は弁護士も頼めず、不満足な条件で示談をしたり泣寝入りになる場合があります。憲法では、本来法のもとでは平等であり、何人も裁判を受ける権利を奪われないといっていても、こういうことでは、それは空文に帰することになります。

もっとも、刑事裁判の場合は国の費用で弁護士をつける制度もありますが、民事裁判にはそうした制度ができていません。

そこで、弁護士会がいろいろ心配して昭和二十七年「財団法人法律扶助協会」ができました。事務所は東京都千代田区霞ケ関の日本弁護士連合会内におかれ、全国各地に支部が作られ、山口県の場合は山口市今道山口地方裁判所内山口県弁護士会内にあります。

協会の主たる資金は国の補助金であって、協会はその補助金をもって訴訟費用負担の困難な人の訴訟事件について必要な経費を立替えて、弁護士をつけて訴訟をやって呉れるわけであります。最近国の補助金も大巾に増額されたので、法律扶助の制度も軌道にのり強力に進められることになりました。

二、どういう人が法律扶助が受けられるか。

それには、どういう人が法律扶助を受けることができるかと申しますと、資力に乏しい国民ということが原則でありまして、生活保護法の適用を受けている人はもちろん、訴訟のための出費によって生活をおびやかされるおそれのある生計困窮者及びこれに準ずる者とされており、中流の下という所まで含めて適用する方針がとられています。

つぎに、訴訟の内容については、不正な目的を有しないこと、勝訴の見込があること等が条件になっています。

このような条件にあてはまるかどうか、具体的な事件について審査するため、協会には法律扶助審査委員会がおかれ、専門の弁護士及び裁判所・法務局の職員が委員となって、扶助の申請のあった事件について、本人及び書類について調べた上で扶助するか否かをきめることになっています。

三、法律扶助の方法について

法律扶助が決定すると、協会が適当な弁護士を選んで訴訟代理人となって貰い、一切の費用を協会が立替えて訴訟をやって貰うことになります。

裁判の費用としては、普通印紙代等実費のほか、弁護士手数料、報酬また事件によっては保証供託金等がかかりますが、そういう費用は一応、一切を協会が出しますから依頼者は心配はいりません。しかし、訴訟が終り目的を達した場合は、依頼者はそれまでかかった費用を協会に返さなければなりません。これは、訴訟に勝って相手方から取ったお金の中から返せばよいのです。

けれども、全部の訴訟がお金がとれる訳ではなく、またお金はとれても僅かであったというような場合がありますこういう場合に、事情によっては返済を免除したり、または猶予したり、あるいは月賦で返す方法が講じられる場合もあります。

法律扶助の申請をするには「法律扶助申込書」に必要事項を記入し、資力に乏しいことを証する民生委員等の証明を添えて協会へ提出することになっています。また、最寄りの法務局その支局または人権擁護委員に御連絡になると御相談に応ずることになっています。

今後この法律扶助の制度がますます充実して、正当な権利が守られるよう期待しているのであります。

（山口人権擁護委員協議会）

防犯組合だより

アイスボックス等に注意

最近アイスボックス等による子供の死亡事故がおきています。不用になったアイスボックス、冷蔵庫などはなるべく放置しないように、保管場所がなくてやむをえず放置されているときは事故のおきないように処置して下さい。

野井戸にふたを

農繁期で大人が多忙のためとかく子供の遊びに目が届かぬことが多いと思います。子供は危険を知らずにため池や野井戸のまわりで遊びます。可愛いい子供たちの安全を守るため危険な場所に柵をしたり、野井戸には蓋をしましょう。

野荒しを予防しよう

稔りの秋が訪れ、柿、みかんなどが色づいてきました。時々「野荒し」を聞きます。お互いに気をつけて野荒しをしないように、させないように注意しましょう。

健康メモ

冬を快適に過すためには、まず寒さにたえる体力をつくることです。このごろやたらと栄養剤をのむ傾向がありますがふつうの体では、薬よりもバランスのとれた食事を十分にとることがたいせつです。そこで、バランスのとれた食事とは、

①油　成人で毎日一日大さじで二、三ばい（三十～四十グラム）はぜひとりたいものです。それもできるだけ生のままの油が効果的です。それには酢油にして野菜を食べるのが最高でしょう。

②有色野菜　にんじんはカロチンを多量に含んでいますしその他の色のついている野菜もできるだけ生のままパリパリ食べることです。

③牛乳とたまごは　とくに優秀食品です。でんぷん質は、カロリー化するためにB1が必要ですから、ごはん類は少なめにパンやめん類を食べましょう。

また重労働をする人たちは、その量をふやすことはもちろんです。

たばこは町内で買いましょう
たばこで町造り

一年間で、五〇〇万円、たばこしんせい一本について四二銭一厘の町たばこ消費税が含まれております。「しんせい」一箱（二十本入）について八円四二銭の税金が町に入ることになります。一日二十本のたばこを吸う人は、一年間に三、〇七三円の税金を町に納めたことになります。

一年間の町たばこ消費税は約五〇〇万円になりますたばこは必ず町内の小売店で買いましょう。

雑記帳

九月六日から十月八日まで実施しました血液型の検査もみなさんの協力により、三、四九七人も検査を受けられ無事終了しましたが、その期間中手の爪の長い人の多いのが目立ちました。爪の長いのは衛生上からもよくありませんよく気をつけて早目に切り取りたいものです。